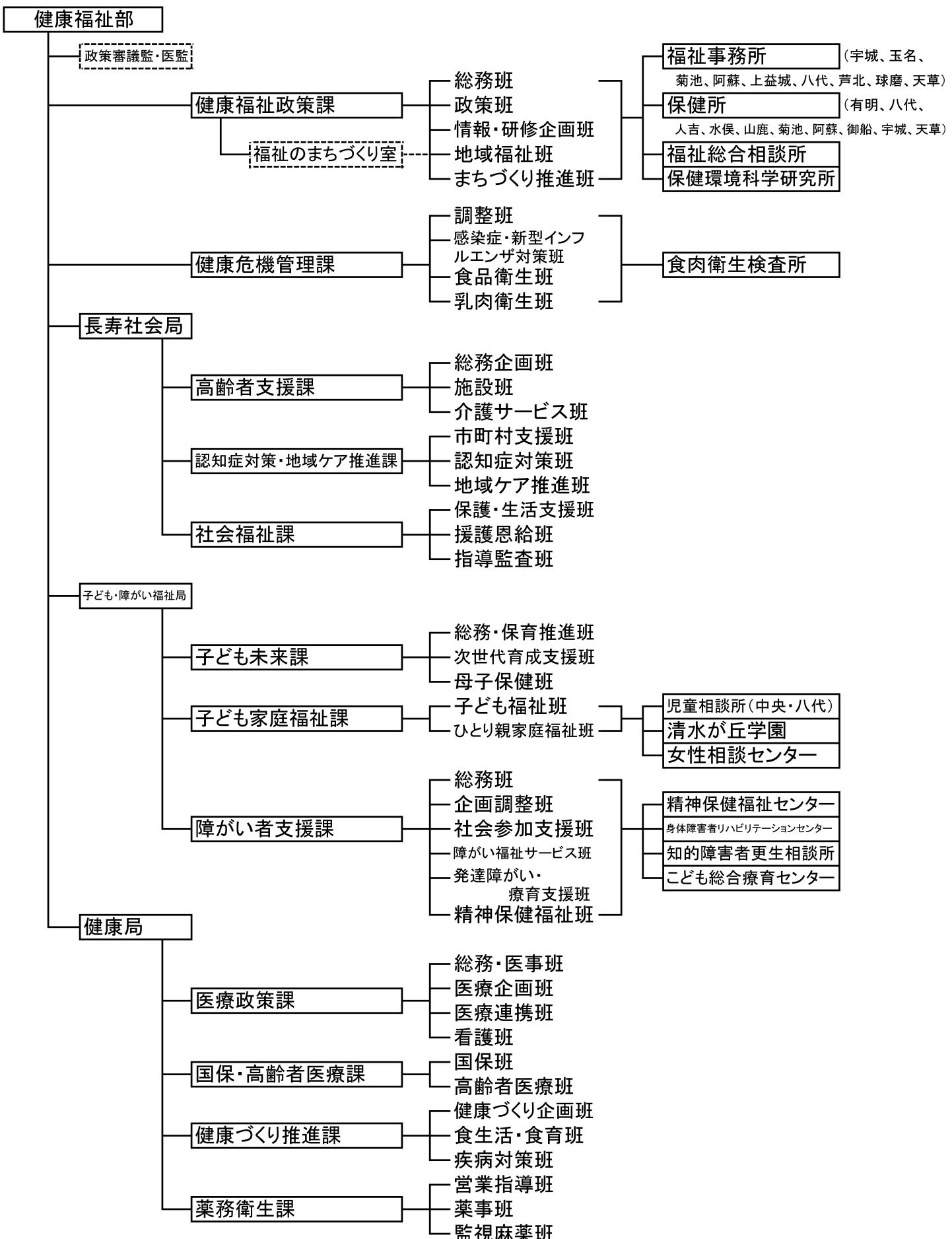


第 1 健 康 福 祉 行 政 の 体 系

1 健康福祉部の組織機構

(1) 健康福祉部組織機構図

(平成25年4月1日現在)



(2) 分掌事務

①本庁

課名	分掌事務
健康福祉政策課	<p>1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。</p> <p>3 社会福祉審議会に関すること。</p> <p>4 保健、福祉の情報企画に関すること。</p> <p>5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。</p> <p>6 災害救助に関すること。</p> <p>7 福祉のまちづくり室に関すること。</p> <p>(1) 地域福祉の推進に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉法の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>(3) 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(4) ユニバーサルデザインの推進に関すること。</p> <p>(5) 民生委員に関すること。</p> <p>(6) 地域福祉基金に関すること。</p> <p>8 健康福祉部長室に関すること。</p>
健康危機管理課	<p>1 健康危機管理に関すること。</p> <p>2 感染症に関すること。</p> <p>3 予防接種に関すること。</p> <p>4 結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関すること。</p> <p>5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 13 号）に基づく事務に係る調整等に関すること。</p> <p>6 食品衛生に関すること。</p> <p>7 ふぐ取締に関すること。</p> <p>8 製菓衛生師に関すること。</p> <p>9 と畜場及び化製場等に関すること。</p> <p>10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。</p> <p>11 狂犬病の予防に関すること。</p> <p>12 動物の愛護及び管理に関すること。</p> <p>13 食肉衛生検査所及び動物管理センターに関すること。</p>

課名	分掌事務
高齢者支援課	<p>1 高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。</p> <p>2 老人福祉法の施行に関すること。</p> <p>3 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関するに限る。）。</p> <p>4 高齢者のいきがい及び生活支援に関すること。</p> <p>5 介護保険法の施行に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。）。</p> <p>6 その他介護保険の推進に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。）。</p> <p>7 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること（高齢者の福祉に関するに限る。）。</p> <p>8 長寿社会局長に関すること。</p>
認知症対策・地域ケア推進課	<p>1 認知症対策に関すること。</p> <p>2 地域ケア体制の構築に関すること。</p> <p>3 地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。</p> <p>4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。</p> <p>5 介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。</p> <p>6 介護保険審査会に関すること。</p> <p>7 介護支援専門員に関すること。</p> <p>8 その他介護保険の推進に関すること。</p>
社会局 社会福祉課	<p>1 生活保護法の施行に関すること。</p> <p>2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。</p> <p>4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族の援護に関すること。</p> <p>5 引揚者援護に関すること。</p> <p>6 社会福祉法の施行に関すること（同法に規定する生計困難者のための事業に関するに限る。）。</p> <p>7 社会福祉法人及び社会福祉事業を経営する者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関すること。</p> <p>8 介護保険法第90条の規定による報告等に関すること（定期の検査に限る。）。</p> <p>9 介護保険法第24条、第76条、第83条及び第115条の7の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること（介護老人福祉施設に隣接する事業所に限る。）。</p> <p>10 障害者自立支援法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること（障害者支援施設に隣接する事業所の定期の検査に限る。）。</p> <p>11 生活困窮者に係る施策の調整に関すること。</p> <p>12 矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。</p>

課名	分掌事務
子ども未来課	<p>1 少子化対策の推進に関すること。</p> <p>2 児童福祉法の施行に関すること（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>3 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業に関する事に限る。）。</p> <p>4 認定こども園に関すること。</p> <p>5 次世代育成支援対策推進法の施行に関すること（他課の分掌事務に関するものを除く。）。</p> <p>6 児童の食生活に関すること。</p> <p>7 子ども・子育て支援法の施行に関すること。</p> <p>8 母子保健に関すること。</p> <p>9 発達障がい児に関すること（障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>10 育成医療の給付及び療育の給付並びに小児慢性特定疾患治療研究事業の給付を行うこと。</p> <p>11 子ども・障がい福祉局長に関すること。</p>
子ども・障	
がい 福 祉 局 (続 く)	<p>1 児童の福祉に関する事（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）。</p> <p>2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事。</p> <p>3 児童扶養手当に関する事。</p> <p>4 児童手当に関する事。</p> <p>5 社会福祉法の施行に関する事（児童福祉法に規定する児童福祉施設（子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。）を経営する事業、母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業、社会福祉法に規定する父子家庭居宅介護等事業に関する事に限る。）。</p> <p>6 児童虐待の防止に関する事。</p> <p>7 子ども・若者育成支援に関する事（他課の分掌事務に関するものを除く。）。</p> <p>8 売春防止法の施行に関する事。</p> <p>9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に関する事。</p> <p>10 児童相談所、清水が丘学園及び女性相談センターに関する事。</p>
子ども家庭 福祉 課	

課名	分掌事務
子ども・障がい者支援課	<p>1 障がい保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。</p> <p>2 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する社会福祉事業に関するものに限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業若しくは知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設を経営する事業に関するものに限る。）。</p> <p>3 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。</p> <p>4 精神保健福祉審議会に関すること。</p> <p>5 障害者施策推進審議会に関すること。</p> <p>6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること。</p> <p>7 身体障害者福祉法の施行に関すること。</p> <p>8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。</p> <p>9 知的障がい者の福祉に関すること。</p> <p>10 心身障害者扶養共済制度に関すること。</p> <p>11 特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>12 児童の福祉に関すること。</p> <p>13 発達障がい者支援に関すること。</p> <p>14 精神保健福祉センターに関すること。</p> <p>15 病院局との連絡に関すること。</p> <p>16 身体障害者リハビリテーションセンターに関すること。</p> <p>17 身体障害者福祉センターに関すること。</p> <p>18 知的障害者更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。</p>
医療政策課	<p>1 地域医療の推進に関すること。</p> <p>2 救急医療対策に関すること。</p> <p>3 看護師等修学資金に関すること。</p> <p>4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。</p> <p>5 医師その他の医療関係者に関すること。</p> <p>6 死体解剖保存法に関すること。</p> <p>7 へき地保健医療に関すること。</p> <p>8 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。</p> <p>9 健康局長に関すること。</p>
国保・高齢者医療課 (続く)	<p>1 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るもの除く。）。</p> <p>2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（後期高齢者医療制度に係るものに限る。）。</p> <p>3 国民健康保険審査会に関すること。</p> <p>4 後期高齢者医療審査会に関すること。</p>

課名	分掌事務
健康づくり推進課	<p>1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。</p> <p>2 食生活、食育及び栄養指導に関すること。</p> <p>3 栄養士及び調理師に関すること。</p> <p>4 歯科保健に関すること。</p> <p>5 ハンセン病対策に関すること。</p> <p>6 原子爆弾被爆者の援護に関すること。</p> <p>7 難病に関すること。</p> <p>8 生活習慣病対策の推進に関すること。</p> <p>9 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものに限る。）。</p> <p>10 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（特定検診等に関するものに限る。）。</p>
健康局	<p>1 薬事に関すること。</p> <p>2 毒物及び劇物に関すること。</p> <p>3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。</p> <p>4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。</p> <p>5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。</p> <p>6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。</p> <p>7 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。</p> <p>8 生活衛生関係営業に関すること。</p> <p>9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。</p> <p>10 墓地等に関すること。</p> <p>11 温泉に関すること。</p> <p>12 生活衛生適正化審議会に関すること。</p>

②出先機関

機関名	分掌事務
広域本部保健福祉環境部	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。</p> <p>2 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>3 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>4 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>5 介護老人保健施設の指導監査に関すること。</p> <p>6 老人福祉施設又は障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。</p> <p>7 社会福祉協議会に関すること。</p> <p>8 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>9 特別児童扶養手当に関すること。</p> <p>10 障がい福祉施策の推進及び総合調整に関すること。</p> <p>※県央広域本部を除く。</p>
地域振興局保健福祉環境部（続く）	<p>1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。</p> <p>2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。</p> <p>3 災害救助に関すること。</p> <p>4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定に基づく施策の調整及び推進に関すること。</p> <p>5 交通安全対策に関すること。</p> <p>6 青少年の保護及び育成に関すること。</p> <p>7 消費生活に関すること。</p> <p>8 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>9 市町村が実施する老人福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉及び知的障がい児福祉の措置等に係る連絡調整等（熊本県福祉総合相談所の所掌に係るもの）に関すること。</p> <p>10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>11 介護老人保健施設の指導監査に関すること（宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）。</p> <p>12 老人福祉施設又は障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること（宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）。</p> <p>13 社会福祉協議会に関すること（宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）。</p> <p>14 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>15 民生委員及び児童委員に関すること（宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）。</p> <p>16 児童福祉法第46条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。</p> <p>17 児童福祉施設（保育所に限る。）を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。</p> <p>18 認可外保育施設の調査等に関すること。</p> <p>19 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。</p>

(続く)

機関名	分掌事務
地域振興局保健福祉環境部	<p>20 特別児童扶養手当に関すること（宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）。</p> <p>21 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。）。</p> <p>22 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。</p> <p>23 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関すること。</p> <p>24 障がい福祉施策の推進及び調整に関すること。</p> <p>25 衛生環境施策の推進に関すること。</p> <p>26 地域保健施策の推進に関すること。</p> <p>27 食生活及び食育に関すること。</p> <p>28 試験検査施策の推進に関すること（八代地域振興局に限る。）。</p> <p>29 その他社会福祉に関すること。</p>
福祉事務所	<p>1 生活保護に関すること。</p> <p>2 児童及び妊産婦の福祉並びに児童虐待の防止に関すること。</p> <p>3 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。</p> <p>4 婦人の保護及び更生に関すること。</p> <p>5 社会福祉統計に関すること。</p> <p>6 その他社会福祉に関すること。</p>
保健所 ～ 続 く	<p>1 衛生関係の広報及び衛生教育に関すること。</p> <p>2 人口動態統計及び保健統計に関すること。</p> <p>3 地域保健に係る情報管理、調査研究、企画調整、市町村支援・連絡調整・教育研修及び各種相談に関すること。</p> <p>4 医事関係の試験及び免許に関すること。</p> <p>5 医療施設の許認可及び監視指導に関すること。</p> <p>6 医療法人に関すること。</p> <p>7 地域医療対策に関すること。</p> <p>8 地域保健医療推進協議会に関すること。</p> <p>9 健康危機管理に関すること。</p> <p>10 入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関すること。</p> <p>11 介護保険の要介護認定業務の技術的支援等に関すること。</p> <p>12 温泉、食品衛生及び食中毒に関すること。</p> <p>13 狂犬病の予防、動物の愛護及び管理に関すること。</p> <p>14 と畜場、死亡獣畜処理等並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。</p> <p>15 興行場、公衆浴場、旅館、理容、美容及びクリーニングに関すること。</p> <p>16 墓地、埋葬等に関すること。</p> <p>17 薬事、毒物、劇物、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。</p> <p>18 献血に関すること。</p> <p>19 水道に関すること。</p> <p>20 住宅、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生に関すること。</p> <p>21 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭に関すること。</p>

(続く)

機関名	分掌事務
保健所	<p>22 建築物の衛生管理、遊泳用プール及び浄化槽に関すること。</p> <p>23 地下水の保全に関すること。</p> <p>24 ダイオキシン類に関すること。</p> <p>25 オゾン層破壊物質の排出の抑制に関すること。</p> <p>26 公害防止管理者等に関すること。</p> <p>27 土壤汚染に関すること。</p> <p>28 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。</p> <p>29 障がい者の自立支援給付に係る障害程度区分認定の技術的支援に関すること。</p> <p>30 保健師、助産師及び看護師に関すること。</p> <p>31 へき地保健医療に関すること。</p> <p>32 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものに限る。）。</p> <p>33 母性及び乳幼児の保健指導に関すること。</p> <p>34 難病に関すること。</p> <p>35 医療社会事業に関すること。</p> <p>36 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（特定健診等に関するものに限る。）。</p> <p>37 生活習慣病に関すること。</p> <p>38 歯科疾患の予防及び予防的治療に関すること。</p> <p>39 栄養改善指導並びに栄養士及び調理師に関すること。</p> <p>40 原子爆弾被爆者の援護に関すること。</p> <p>41 感染症及び結核に関すること。</p> <p>42 衛生上の各種試験及び検査に関すること。</p> <p>43 予防接種、検疫に関すること。</p> <p>44 水俣病被認定者家庭療養指導に関すること（水俣保健所及び天草保健所に限る。）。</p> <p>45 その他健康の保持及び増進に関すること。</p>
福祉総合相談所 （続く）	<p>1 児童に関する相談、調査及び指導に関すること。</p> <p>2 障害児入所施設の入所等に関すること。</p> <p>3 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。</p> <p>4 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。</p> <p>5 保護を要する女子に関する相談、調査、指導及び一時保護に関すること。</p> <p>6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター業務に関すること。</p> <p>7 障害者支援施設等への入所等の措置に係る市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に関すること。</p> <p>8 身体障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。</p> <p>9 身体障害者手帳に関すること。</p> <p>10 身体障がい者の自立支援医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。</p> <p>11 知的障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p>

機関名	分掌事務
福祉総合相談所	<p>12 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。</p> <p>13 保護を要する女子及びその家庭の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</p> <p>14 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</p> <p>15 知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</p> <p>16 補装具に関すること。</p> <p>17 一時保護所の運営に関すること。</p> <p>※児童の福祉（一時保護を除く）に関する管轄区域は、熊本市及び八代児童相談所の管轄区域以外。</p>
保健環境科学研究所	<p>1 細菌学的、ウィルス学的、血清学的その他の臨床病理学的試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>2 医薬品、化粧品、衛生用具、食品その他の生活衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>3 大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の大気環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>4 水質汚濁、地下水及びその他の水質環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>5 保健所その他の保健衛生施設の臨床病理、生活衛生、大気環境、水質環境に係る試験検査及び調査研究の研修指導に関すること。</p>
八代児童相談所	<p>1 児童に関する相談、調査及び指導に関すること。</p> <p>2 指定知的障害者施設等の入所等に関すること。</p> <p>3 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。</p> <p>4 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。</p> <p>5 専門的判定及びこれに伴う指導に関すること。</p> <p>※ 管轄区域は、八代市、八代郡、水俣市、葦北郡、人吉市、球磨郡</p>
清水が丘学園	1 自立支援を要する児童の生活指導、学習指導、作業指導及び家庭環境の調整に関すること。
精神保健福祉センター	<p>1 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導に関すること。</p> <p>2 協力組織の育成に関すること。</p> <p>3 精神医療審査会の事務に関すること。</p> <p>4 精神障害者手帳及び精神障がい者に係る自立支援医療費の支給認定に関すること。</p>
こども総合療育センター	<p>1 障がいのある児童等の診療、療育、看護及び相談に関すること。</p> <p>2 地域療育の推進に関すること。</p>

機関名	分掌事務
食肉衛生検査所	1 と畜場及び食鳥処理場に関すること。 2 食肉の衛生に関すること。

【参考】 病院局

こころの医療センター	1 県民の健康保持に必要な精神医療の提供に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 精神保健福祉法第29条に該当する患者〈いわゆる措置入院〉の受け入れに関すること。 <input type="radio"/> 民間病院等で対応困難な患者の治療に関すること。 <input type="radio"/> 精神科救急医療に関すること。 <input type="radio"/> 結核精神合併症、アルコール依存症などの専門治療に関すること。 <input type="radio"/> 身体合併症の診断・治療に関すること。 <input type="radio"/> 夜間外来、訪問看護（医療）に関すること。 <input type="radio"/> 作業療法、精神科デイ・ケアに関すること。
------------	---

2 平成25年度予算各課別一覧表

健 康 福 祉 部

一般会計

(単位:千円)

課 名	平成25年度 当 初	平成24年度 6月補正後	比較	本 年 度 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国支出金	地方債	その他		
健康福祉政策課	3,266,871	3,414,007	-147,136	112,909		158,724	2,995,238	
健康危機管理課	1,238,024	2,282,212	-1,044,188	280,547		235,381	722,096	
高齢者支援課	3,074,075	4,817,236	-1,743,161	38,299		2,275,118	760,658	
認知症対策・ 地域ケア推進課	23,415,567	26,290,319	-2,874,752	56,486		237,772	23,121,309	
社会福祉課	4,670,953	4,532,465	138,488	2,600,738		337,041	1,733,174	
子ども未来課	10,731,827	10,837,202	-105,375	996,449		2,817,155	6,918,223	
子ども家庭福祉課	9,663,755	9,560,658	103,097	1,544,353		584,681	7,534,721	
障がい者支援課	16,255,076	16,673,359	-418,283	1,909,077		602,675	13,743,324	
医療政策課	5,724,151	6,773,310	-1,049,159	1,381,563		3,179,164	1,163,424	
国保・高齢者医療課	45,095,797	44,912,129	183,668	205,275		233,674	44,656,848	
健康づくり推進課	4,080,431	3,884,327	196,104	2,027,272		171,805	1,881,354	
薬務衛生課	173,849	186,172	-12,323	11,563		68,673	93,613	
一般会計合計	127,390,376	134,163,396	-6,773,020	11,164,531		10,901,863	105,323,982	

母子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	144,613	153,194	-8,581		45,000	99,613	
----------	---------	---------	--------	--	--------	--------	--

総 合 計	127,534,989	134,316,590	-6,781,601	11,164,531	45,000	11,001,476	105,323,982
-------	-------------	-------------	------------	------------	--------	------------	-------------

※平成24年度当初予算は、県知事選挙が行われたため骨格予算として編成。本表には6月肉付け後の補正予算を掲載している。